

| 令和3年度第3回補助金等審議会記録(書面審議) | | 記録者 | 財政課 |
|-------------------------------------|--------------|---|--|
| 質問回答日 | 令和3年9月21日(火) | ※各審議委員からの質問を全て掲載しているため、内容が重複するものがあります。 | |
| 概要・質疑等 | | | |
| 課等名 | | | |
| 事業名 | 質疑番号 | 質問内容 | 回答または措置 |
| 環境課 | | | |
| 電気自動車購入及び電気自動車用充電施設整備補助金 (次頁へ続く) | 1 | 近隣、類似市町村の補助金額に比べ、神栖市の金額は高めです。この金額を設定した意図を教えてください。 | 電気自動車の補助金が開始となった平成24年度当初の補助金額は、他自治体等の補助額及び家庭用充電コンセント工事費等を勘案し、一律40万円と設定しておりました。しかし、車両価格が低下していることに鑑み、平成27年度より半額の20万円への見直しを行い、現在の補助額となっております。 |
| | 2 | この補助金は車の購入時に知ることが多いと思いますが、広めるためにどのようにPRしていますか。 | 毎年、市のホームページや、広報紙で周知を行っております。 |
| | 3 | 現在の補助対象となっている車種名を教えてください。 | 補助対象となる車両は、自動車検査証の燃料の欄に電気と記載のあるものとなりますので、車種に特段の指定はありません。代表的なものと、日産リーフが対象の一つとなっております。 |
| | 4 | 本市における急速充電設備件数と場所を教えてください。 | 市として把握できている市内の急速充電設備は6箇所となります。場所につきましては筒井のコンビニエンスストア、木崎の三菱系列の自動車販売店、木崎のホンダ系列の自動車販売店、奥野谷の日産系列の自動車販売店、溝口のスズキ系列の自動車販売店、矢田部のコンビニエンスストアとなります。 |
| | 5 | 電気自動車購入時の国と自治体の補助金額の合計はいくらになりますか。 | 国の補助金額は、対象車両毎に補助金額が定められていることから、一律で合計金額を算定することは困難です。しかし、比較的普及が進んでいる日産リーフで申しますと、当市と従来の国の補助金額の合計は概ね60万円程になります。また、環境省が本年度実施している補助金では、一定の条件を満たせば電気自動車の購入への国の補助金が最大80万円となる制度もあり、市の補助金20万円との合計では最大100万円となります。 |
| | 6 | 地球温暖化対策として電気自動車の普及を広めることは、その一つの解決策になると思いますが、本市としてどのような対策を取っていますか。例えば、補助額の拡充、快適な乗り心地、充電インフラの整備拡充など電気自動車を普及させるための理解・啓発活動に、今後具体的にどのように取組んでいきますか。 | 電気自動車は従来のガソリン車と異なり、充電インフラの課題が大きいと考えております。その上で、インフラの整備等への補助の拡充を検討して参ります。 |
| | 7 | 補助金の透明性及び有効活用の観点から、過去3年分の収支報告書を提示していただきたい。 | 電気自動車の導入や急速充電設備の設置に要する経費の一部を補助制度であり、申請者の収支報告書を徴していません。申請時には、見積書等の導入費用の内訳がわかる資料の提出を求め、事業完了時(購入後)に車検証や領収書の写しの提出を求め透明性の確保に努めております。 |

| | | | |
|--------------------------|----|---|--|
| 電気自動車購入及び電気自動車用充電施設整備補助金 | 8 | CO2削減対策は、全世界が取組んでいる課題です。申請件数は毎年少数にとどまっております。普及が進んでいないとありますが、この対応として補助の対象を拡大することも視野に入れて検討するとあります。他の対応として補助金の算定方法の定率UPについては検討されましたか。 | 補助金の算定方法の定率につきましては、周辺の自治体や国の動向を注視しながら検討しております。 |
| | 9 | 電気自動車の中古車にもこの制度は適用されますか。 | 現行の制度では、中古車両には適用されません。 |
| | 10 | 国から電気自動車普及についての要請、また補助金などはないのですか。 | 現在では、国から市に対して電気自動車普及についての要請はなく、国から市町村に交付される補助金もありません。 |
| | 11 | CO2削減の目標値は毎年設定しているのですか。 | 市全体のCO2排出量削減の目標値は、H31年3月に策定した環境基本計画の中で、令和5年度時点の目標値を定めており、その取り組みの一つとなる本事業におけるCO2削減目標は、調査票のとおり、例年の実績を考慮し毎年設定しております。 |
| | 12 | 電気自動車の普及は、今後益々増えていきますが、それに伴い補助金の増額が見込まれます。その時には、補助率・補助金額等の見直しも考えられると思いますが、いかがでしょうか。 | 電気自動車の普及に伴い、技術の向上や競争原理による車両価格の減少も同時に見込まれることから、補助率・補助金額等の見直しは、これらのを取り巻く状況を勘案し、検討していく必要があります。今後、国や他市町村の動向を注視し、補助率・補助金額や制度の見直しなどを必要に応じて実施してまいります。 |
| | 13 | 地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減、電気自動車の導入及び電気自動車用急速充電設備の設置をより一層推進させるとの目的があり、平成31年3月に策定した環境基本計画でも地球温暖化対策の一つとして次世代自動車の導入促進を進めているとのことだが、各年度における結果を教えてください。 | 各年度の結果は以下のとおりです。 H30申請：電気自動車14台(19,985kg※) R1申請：電気自動車12台(17,130kg※) R2申請：電気自動車 4台(5,710kg※) ※CO2削減量(推計値) |
| | 14 | 専門家ではない私に分かり易い表し方、成果によってどのように影響があるのかがわかりません。 | CO2は森林により吸収されることから、削減されたCO2量を新たに創出された森林に換算する方法があります。それによると、平成30年から令和2年まで削減された効果は、新たに森林が12.0ha創出されたのと同様になります。 |
| 地区墓地整備補助金 (次頁へ続く) | 1 | 成果指標①「地区墓地の需要に対する補助件数」の内容はどのようなものですか。 | 補助金の予算計上の前に、各地区へ来年度の墓地整備補助金の希望について調査票を提出していただいております。その中で、墓地の整備の予定があると回答した地区の件数を、成果指標①「地区墓地の需要に対する補助件数」としております。 |
| | 2 | R1年度予算実績が多い要因を教えてください。 | 前年度の補助金希望調査より、予算を計上しています。令和元年度につきましては、補助金希望件数と事業費が例年より多くなったため実績も増加となりました。 |
| | 3 | 実績で(H28～)新設、修繕等内訳はどのようになっていますか。 | 平成28年度からの内訳としましては、修繕が8件、整備が6件となっております。 |

| | | | |
|---------------------------------|----|--|--|
| <p>地区墓地整備補助金</p> <p>(次頁へ続く)</p> | 4 | <p>予算額が令和元年の9,153,000円から令和2年度以降は1,400,000円に減少している根拠は何ですか。</p> | <p>補助金の予算計上の前に、各地区へ来年度の墓地整備補助金の希望について調査票を提出していただいております。その中で、墓地の整備予定があると回答した地区は、工事の見積書を添付していただきます。見積書を基に事業費の30%以内(上限300万円)で予算計上しておりますので、補助希望が少ない場合や事業費が少額の場合は予算額が減少となります。なお、令和元年度補助実績としましては、7件でしたが、令和2年度は3件、令和3年度も3件の予定となっております。</p> |
| | 5 | <p>神栖市内において地区で管理している墓地数はいくつありますか。また、そのうち管理費を徴収していない墓地数はいくつありますか。</p> | <p>地区で管理している墓地は、36箇所あります。管理費につきましては、地区毎に管理されているため現状の正確な数は把握しておりませんが、令和元年度に行った市内一斉調査において、17箇所が管理費を徴収していないと回答がありました。</p> |
| | 6 | <p>地区墓地の中には、従来からの慣習で管理費を徴収せず、その代わりに奉仕作業等で維持管理に努めている墓地があります。また、この制度を知らず全額区費等で維持管理に努めているところがありますので、行政委員等を通じ、本制度の活用について周知徹底をお願いします。</p> | <p>No.5で回答いたしましたとおり、一年に一度区長宛てに来年度の希望調査を行っておりますが、引き続き周知徹底に努めてまいります。</p> |
| | 7 | <p>少子高齢化により、地区の墓地管理も将来的には難しくなってくるので、除草や樹木剪定等の費用に対しても対象となるよう補助範囲を拡大してはどうでしょうか。</p> | <p>除草や樹木剪定等費用の補助につきましては、以前から要望が出ており、墓地環境向上を促すためにも、補助対象とするよう要項改正を検討しております。</p> |
| | 8 | <p>補助金の透明性及び有効活用の観点から、過去3年分の収支報告書を提示していただきたい。</p> | <p>補助対象を地区で管理している墓地の整備等に要する経費として、事業費の30%以内を補助する制度となっておりますので、収支報告書はありません。なお、工事等にかかった費用が分かるよう、事業完了後に領収書を提出していただいております。</p> |
| | 9 | <p>地区墓地所有行政区が32件あり、そのうち5件が管理費を徴収していないと、この調査表から見受けられますが、徴収していない、又は徴収できない理由を教えてください。また、管理費を徴収できない地区は、区長の依頼(除草、樹木の剪定等)により、予算内で対応するという方法は検討されましたか。(シルバー人材センターに依頼等)</p> | <p>地区墓地所有行政区32地区のうち、5地区は管理費を徴収しているかどうかに関わらず、一度も補助金を利用したことがない地区となっております。管理費につきましては、各地区が墓地管理者として決定、徴収を行うものであるため、市は携わっておりません。また、業者への依頼は地区で行っており、地区から業者へ支払い後、補助金交付しております。しかし現制度では、一度地区が全額負担しなければならないため、工事前に補助金の一部を支払う概算払いの導入を検討しております。</p> |
| | 10 | <p>地区墓地と市営墓地の表現が交差しているが、地区墓地(行政区別)と市営墓地は同じですか。</p> | <p>地区墓地とは、各地区が管理している墓地で、補助金の対象となる墓地を示しています。市営墓地は、市が管理している墓地ですので、別のものとなります。</p> |
| | 11 | <p>お寺が管理している墓地もありますが、補助金の対象ですか。</p> | <p>補助対象は地区が管理する墓地であるため、お寺が管理する墓地は対象外となります。</p> |

| | | | |
|-----------|----|--|--|
| 地区墓地整備補助金 | 12 | 当該制度についての検討及び周知を行う必要があるとのことだが、具体的にどのような方法を検討されているのか。 | 工事代金支払後の補助金交付となり、工事費を全額工面できる地区でないと申請できないため、工事前に補助額の一部を地区へ支払う概算払い制度の導入を検討しております。 また、墓地環境向上のために、樹木の伐採等の維持管理に係る経費についても補助対象とするよう検討しております。 |
| | 13 | 補助金制度を利用できない行政区はどのくらいあるのか。 | 地区が工事費を全額支払った後の補助金交付となりますので、先に補助金を受け取りたいとのご相談をいただくことはありますが、件数については把握しておりません。 |

市民協働課

| | | | |
|----------------------------------|---|--|---|
| 地域コミュニティ協議会活動費助成金 (次頁へ続く) | 1 | どのような活動をしているか教えてください。 | 神栖四中学区地域コミュニティ協議会の活動例として ①環境部会 ・学校清掃、街並美化運動など ②防犯・防災部会 ・防災資機材確認・取扱い訓練、防災訓練、挨拶運動など ③広報交流部会 ・夕涼み会、昔遊び、広報紙発行など |
| | 2 | 大野原小学校区地域コミュニティ協議会の設立から7年経過しますが、他地区への設立の目処はありますか。 | コミュニティ協議会は地域が主体となり設立されるものであるため、他の地域にコミュニティ協議会が設立されるまでには相応の時間が必要と考えられます。引き続き、地元の理解と協力を得られるよう協議を重ねてまいります。なお、現在1つの地域においてコミュニティ協議会設立に向けた準備を進めています。 |
| | 3 | 令和元年度から大野原コミュニティセンターの管理運営を、神栖四中学校地域コミュニティ協議会に委託した理由を教えてください。 | 大野原コミュニティセンター管理運営委員会とコミュニティ協議会の役員構成メンバーの多数が重複しており会議等の出席も多くなっていたことから、役員からの提案により、組織を一本化することとなったためです。 |
| | 4 | カラー刷りの概要説明資料のようなコミュニティが出来れば理想ですが、現実はどうなのでしょう。 | 現在、市が承認している地域コミュニティ協議会は1団体です。今後は、区長会による地区回覧等の情報伝達や地域の課題に対する地区要望などの、これまでのコミュニティをベースに、民生委員・児童委員や防災士の方々の協力を仰ぎながら、地震や台風などの災害発生時に、地域住民が助け合い連携できる体制を構築することを目的に、コミュニティセンターを活動拠点とする中学校区から、地元の理解と協力を得られるよう協議を重ね、順次、協議会を立ち上げてまいります。 |

| | | | |
|---|----|---|--|
| <p>地域コミュニティ協議会活動費助成金</p> <p>(次頁へ続く)</p> | 5 | 平成25年以降、大野原小学校区以外に協議会の設立はありますか。また、交付件数がゼロですが、その対応策をとっていますか。 | <p>神栖四中学区地域コミュニティ協議会以外で協議会の設立はありません。今後の設立に向けては、コミュニティセンターを活動拠点とする中学校区から、順次、声かけを行っています。</p> <p>また、交付実績がないのは、大野原コミュニティセンターの管理運営委託費でコミュニティセンターの管理運営も含めた組織運営をすることとなったためです。</p> |
| | 6 | 補助の対象事業として、「創意と工夫による個性豊かな地域づくりのための活動や地域住民が安心して暮らせる住みよいまちづくりを進めていく活動」とありますが、具体的にはどのような活動をイメージ、あるいは期待していますか。 | <p>コミュニティ協議会では、既存する組織を活かし地域住民の交流と活動を通じて連帯感を高めることにより、地域のコミュニティを醸成し、地域の環境・福祉・その他の諸問題の解決に向けて行政と協働し、市民一人ひとりの安全で安心した暮らしを守ることが求められています。</p> <p>神栖四中学区地域コミュニティ協議会の活動例として</p> <p>①環境部会 ・学校清掃、街並美化運動など</p> <p>②防犯・防災部会 ・防災資機材確認・取扱い訓練、防災訓練、挨拶運動など</p> <p>③広報交流部会 ・夕涼み会、昔遊び、広報紙発行など</p> |
| | 7 | 14小学校区すべてにコミュニティ協議会を設立とありますが、そのために行政として、設立に向けて具体的にどのような対応策をとっているかをお聞かせください。 | <p>区長会による地区回覧等の情報伝達や地域の課題に対する地区要望などの、これまでのコミュニティをベースに、民生委員・児童委員や防災士の方々の協力を仰ぎながら、コミュニティセンターを活動拠点とする中学校区から、地元の理解と協力を得られるよう協議を重ね、順次、声かけを行っています。</p> |
| | 8 | 補助金の透明性及び有効活用の観点から、過去3年分の収支報告書を提示していただきたい。 | <p>平成30年度の収支報告書を提出いたします。</p> |
| | 9 | <p>・モデル地区として大野原小学校区に設立して活動していますが、①具体的にはどのような内容で、②小学校区としてのイベント毎の参加率はどのくらいですか。</p> <p>・小学校区に跨がる問題として、市への要望、新たな提案はどのくらいありましたか。また、要望、提案の内容を教えてください。</p> | <p>神栖四中学区地域コミュニティ協議会では、①環境部会②防犯・防災部会③広報交流部会の3つの部会活動を行っています。</p> <p>また、これまでの大野原小学校区地域コミュニティ協議会の活動範囲(小学校区単位)では、同一地区内で中学校区が異なってしまう(例:浜松地区)などの課題が生じたため、平成31年度から活動範囲を神栖四中学校区に拡大し、事業を展開しています。</p> |
| | 10 | 協議会の組織はどのようになっていますか。 | <p>コミュニティ協議会の組織体制は役員会・運営委員会・活動部会で構成されます</p> |

| | | | |
|-------------------|----|---|--|
| 地域コミュニティ協議会活動費助成金 | 11 | 協議会への助成金限度額が100万円とあるのに、令和3年度は150万円とは何故か。 | これまでの助成金交付実績などから1団体あたりの助成金額を50万円で試算し、3団体分の助成金を見込んでおります。 |
| | 12 | 地域コミュニティの醸成・防犯など大変意義のある活動であります、なぜ他地区に協議会の立ち上げがないのか。 この仕組みは有事の際に最大の効果を発揮する組織であると期待ができることから、早急な立ち上げの必要性を感じます。 | コミュニティ協議会は地域が主体となり設立されるものであるため、他の地域にコミュニティ協議会が設立されるまでには相応の時間が必要と考えられます。引き続き、地元の理解と協力を得られるよう協議を重ねてまいります。なお、現在1つの地域においてコミュニティ協議会設立に向けた準備を進めています。 |
| | 13 | 平成30年度頃の収支報告書の提出をお願いします。 | 平成30年度大野原コミュニティ協議会収支決算報告書を提出いたします。 |
| | 14 | 将来的に14小学校区全てに協議会を設立する予定であることから50万円増加なのかと考えられるが、この算出根拠とは？また、助成金交付要項において1協議会限度額100万円と記載されていることからこの部分を変更する必要があると思うこと、前段のとおり設立見込みがあれば予算額が大きくなって良いかと個人的には思います。 | これまでの助成金交付実績などから1団体あたりの助成金額を50万円で試算し、3団体分の助成金を見込んでおります。 |

障がい福祉課

| 心身障害者扶養共済掛金 補助金 (次頁へ続く) | 1 | 令和6年度に終期となっているが、補助を受けられない場合、保護者の負担が大きくなる。終期の延長は考えておられますか。 | 負担額増加による加入者の脱退を防ぎ、かつ新規加入者の促進を促すために、事業の検証を行った上で終期の延長を考えております。 | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|--|---|-----|------|------|-----------|----------|------------|-----------|----------|----------|----------|
| | 2 | 障害のある子どもが加入者より先に亡くなったりした場合、掛金は戻ってきますか。 | 1年以上加入した後、加入者の生存中に障害のある方がお亡くなりになられた時は、加入期間に応じて、弔慰金が支給されます。弔慰金については、下記のとおりとなります。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">弔慰金</th> </tr> <tr> <th>加入年数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以上5年未満</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>5年以上20年未満</td> <td>125,000円</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>250,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 弔慰金 | | 加入年数 | 金額 | 1年以上5年未満 | 50,000円 | 5年以上20年未満 | 125,000円 | 20年以上 | 250,000円 |
| | 弔慰金 | | | | | | | | | | | | |
| | 加入年数 | 金額 | | | | | | | | | | | |
| 1年以上5年未満 | 50,000円 | | | | | | | | | | | | |
| 5年以上20年未満 | 125,000円 | | | | | | | | | | | | |
| 20年以上 | 250,000円 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 民間の貯蓄型生命保険であれば、元本割れがあるにしても、障害者扶養共済よりは多くの支払済の保険料が戻ってきます。加入者が何らかの理由で収入が減ったときに、生命保険を解約し、減った収入を補うことができます。しかし、障害者扶養共済は、掛金分の支出は減りますが、収入の減少を補うことは出来ないとされています。これに対する対応策はありますか。 | 障害者扶養共済制度は、都道府県が実施しております。収入の減少や加入者からの申し出により、この制度から脱退や加入者数を減らした場合、現在の制度では、弔慰金や下記の脱退一時金以外に支給されるものは、ございません。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">脱退一時金</th> </tr> <tr> <th>加入年数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年以上10年未満</td> <td>75,000円</td> </tr> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td>125,000円</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>250,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 脱退一時金 | | 加入年数 | 金額 | 5年以上10年未満 | 75,000円 | 10年以上20年未満 | 125,000円 | 20年以上 | 250,000円 | |
| 脱退一時金 | | | | | | | | | | | | | |
| 加入年数 | 金額 | | | | | | | | | | | | |
| 5年以上10年未満 | 75,000円 | | | | | | | | | | | | |
| 10年以上20年未満 | 125,000円 | | | | | | | | | | | | |
| 20年以上 | 250,000円 | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 交付件数が19件とありますが、神栖市内にはこの制度に加入できる対象者は何人いますか。そのうえで、未加入者に対してはどのようなメリットを伝え、加入のための理解・啓発活動をどのように行っていますか。 | ○対象者についてですが、障害者扶養共済制度の加入条件に、加入者(保護者)の年齢が65歳未満という要件があります。市としましては、障がいのある方全員の保護者と保護者の年齢を把握していないために、正確な対象者数は把握しておりません。参考になりますが、令和3年3月31日現在の加入者数は33人、障害者手帳取得者数は3,922人、そのうち18歳未満の障害者手帳の取得者数は334人となっております。 ○未加入者の方に対しては、年金が受給になった場合、毎月2万円が生涯にわたって支給される点と、神栖市独自の制度により、加入者世帯の所得に応じて掛金に対して補助金が交付されるので、民間の保険に加入するよりも経費が安くなるという2点をメリットとして説明しております。また、加入のために理解・啓発活動については、障害者手帳交付時に窓口での説明の他、市ホームページでも周知しております。なお、制度自体の説明については、厚生労働省や茨城県がホームページ等で周知しております。 | | | | | | | | | | | |

| 心身障害者扶養共済掛金補助金 | 5 | 補助金の透明性及び有効活用の観点から、過去3年分の収支報告書を提示していただきたい。 | <p>共済制度加入者が負担する共済掛金に対し、加入者世帯の所得に応じて補助する制度であるため、収支報告書はございません。 なお、参考として、過去3年間の掛金払込者数、掛金支払額及び市からの補助金額については、下記のとおりとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>掛金払込者数</th> <th>掛金支払額</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>18人</td> <td>2,045,040円</td> <td>965,400円</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>19人</td> <td>2,247,420円</td> <td>942,000円</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>19人</td> <td>2,285,550円</td> <td>1,010,010円</td> </tr> </tbody> </table> | 年度 | 掛金払込者数 | 掛金支払額 | 補助金額 | H30 | 18人 | 2,045,040円 | 965,400円 | R1 | 19人 | 2,247,420円 | 942,000円 | R2 | 19人 | 2,285,550円 | 1,010,010円 |
|----------------|---|--|--|----------|--------|-------|------|-----|-----|------------|----------|----|-----|------------|----------|----|-----|------------|------------|
| | 年度 | 掛金払込者数 | 掛金支払額 | 補助金額 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H30 | 18人 | 2,045,040円 | 965,400円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| R1 | 19人 | 2,247,420円 | 942,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R2 | 19人 | 2,285,550円 | 1,010,010円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | <p>効果の検証「補助目的の達成状況分析」の中で、手帳交付時に加入説明をしているが、将来に備えるための任意制度であり、加入促進に繋がっていないとありますが、対象者のうち加入者の比率はどれくらいですか。 また、所得によって補助額が異なりますが、掛金から補助額を差し引いた月額の実支払額の最小及び最大額を教えてください。 また、平均額はおおよそどれくらいですか。</p> | <p>○対象者についてですが、障害者扶養共済制度の加入条件に、加入者（保護者）の年齢が65歳未満という要件があります。市としましては、障がいのある方全員の保護者と保護者の年齢を把握していないために、正確な対象者数は把握しておりません。参考になりますが、令和3年3月31日現在の加入者数は33人、障害者手帳取得者数は3,922人、そのうち18歳未満の障害者手帳の取得者数は334人となっております。 ○掛金から補助額を差し引いた月額の実支払額の最小は0円、最大は13,160円となっております。また、月額の実支払額の平均は5,594円となっております。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 窓口等で制度の案内をしても加入しないケースが多いとのことだが、割合はどのくらいなのか。 | 窓口等での制度の案内は、主に18歳未満の障害者手帳を取得された方の保護者に説明をしております。令和2年度は31人の方に説明をして加入者はおりません。令和元年度は34人に説明をし、1名の方が加入されております。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

廃棄物対策課

| | | | |
|-------------------------|---|--|--|
| 資源物集団回収事業奨励金 (次頁へ続く) | 1 | 神栖地区と波崎地区での資源物の回収方法に違いがあり、今後統一できるよう調整することですが、神栖、波崎どちらの方向に統一するかによって、かかる費用が大幅に変わると思います。どのようにお考えかお聞かせください。 | 現在整備を進めている新可燃ごみ処理施設の稼働(令和6年4月予定)に合わせ、統一化も含め、神栖地域と波崎地域の特性に合った収集・運搬方法を検討していきたいと考えております。 |
| | 2 | 神栖市内において、集団回収に興味はあるものの、まだ始めている行政区、地区などはどのくらいありますか。 また、これから始めようとしているところには、市の職員が赴き、集団回収について説明するなどの活動を行っていますか。 | 集団回収につきましては、新型コロナウイルスの影響により、一部団体の活動休止や活動縮小の傾向がございます。 このような状況の中「集団回収に興味がある」という問い合わせは現在受けておりませんが、集団回収開始についての相談があった場合は、説明などの対応を行います。 |

| | | | |
|-------------------------|---|--|---|
| 資源物集団回収事業奨励金 (次頁へ続く) | 3 | 市民の環境問題に対する意識を高めるために、市の広報紙などを使い集団回収を行うことで、どんな利点につながるか、定期的に取り上げてはどうでしょうか。 | 資源物の出し方につきましては、①集積所回収 ②集団回収 ③リサイクルプラザへ自己搬入 ④スーパーなどエコ・ショップで行っている資源物回収という4つの方法がございます。 波崎地区におきましては、古着・古布類以外の資源物を集積所に出すことができないため、集団回収が主となっておりますが、神栖地区におきましては、集積所回収が主となっております。 集団回収は、資源物のリサイクルという点はもちろんですが、住民が集まることにより地域コミュニティの醸成が期待されることが利点だと思われます。ただし、新型コロナウイルスの影響により、一部団体の活動休止や活動縮小の傾向がある中、集団回収を突出して広報紙などで取り上げるのは難しい状況でございます。 また、市といたしましては、市民の資源物の出し方を限定している訳ではございませんので、今後のコロナ禍の状況を踏まえながら「資源リサイクル」という広報の中で、資源物の出し方を紹介していきたいと考えております。 |
| | 4 | 補助金の透明性及び有効活用の観点から、過去3年分の収支報告書を提示していただきたい。 | 登録団体が集めた資源物の量や登録事業者が登録団体から回収した資源物の量に応じて、市から登録団体や登録事業者に対し奨励金を交付する事業となっておりますので、収支報告書はございません。 |
| | 5 | 今後の方向性の理由の中で、神栖地区と波崎地区で資源物回収方法に違いがあると記載されていますが、それぞれどのような方法で回収されていますか。 | 神栖地区と波崎地区の資源物の回収方法の違いは、市が行う集積所回収で回収する資源物の種類になります。 具体的には、神栖地区では古着類・古紙・ビン・缶・ペットボトル・プラスチック類を回収し、波崎地区では古着・古布類のみ回収しております。 集積所回収以外の資源物の出し方につきましては、①集団回収 ②リサイクルプラザへ自己搬入 ③スーパーなどエコ・ショップで行っている資源物回収 という方法がございます。 波崎地区におきましては、集積所回収では古着・古布類しか出すことができないため、それ以外の資源物は①～③の方法で出していただいております。 |
| | 6 | 効果の検証「補助目的の達成状況分析」で資源物回収量は目標を下回っていると記載されていますが、この目標値の算出方法を教えてください。 | 目標値につきましては、次のように算出いたしました。 過去5年間の資源物回収量の合計÷5×1.1(目標値として10%計上) =1,070.96≒1,100t(1,100,000kg) ※参考(過去5年間の集団回収による資源物回収量) 平成28年度1,203t 平成29年度1,026t 平成30年度963t 令和元年度850t 令和2年度826t |
| | 7 | 水分(雨天時回収)を含んでいる資源物回収量(新聞、雑誌、段ボール等)はどのように計量していますか。 | 計量方法につきましては、天候に関わらず同じ計量方法を取っておりますが、計量の際に水分による加重がないように市民の方へ、古紙類は雨天時を避けて出していただくよう周知しております。 |

| | | | |
|--------------------------|----|--|---|
| 資源物集団回収事業奨励金 | 8 | 波崎地区はなぜ資源物をごみ集積所へ出すことが出来ないのですか。また、波崎地区での集団回収の成果は継続できていますか。 | <p>神栖地区と波崎地区のごみの出し方につきましては、合併前からの両地区の収集体制を踏襲しております。</p> <p>今後は、現在整備を進めている新可燃ごみ処理施設の稼働(令和6年4月予定)に合わせ、統一化も含め、神栖地区と波崎地区の特性に合った収集・運搬方法を検討していきたいと考えております。</p> <p>波崎地区の集団回収の成果指標につきましては、過去5年間における波崎地区の資源物回収量は減少しております。</p> <p>これは、波崎地区の人口の減少に加え、集団回収団体の減少・行政区加入者の減少などにより、スーパーなどエコ・ショップの資源物回収を利用する方が増えたことが要因と考えられます。</p> <p>市といたしましては、より成果をあげられるよう神栖市全体の資源リサイクルの広報を行っていききたいと考えております。</p> <p><波崎地区の資源物回収量> 平成28年度944t, 平成29年度798t, 平成30年度757t, 令和元年度624t, 令和2年度611t</p> |
| | 9 | ごみ問題、資源となるごみの収集は、大変な費用がかかることが分かりました。神栖市のリサイクル率はどのくらいですか。また、自治体別のリサイクル率は出ているのですか。 | <p>神栖市のリサイクル率は、54.4%で県内1位です。自治体別のリサイクル率は環境省が公表しており、茨城県の平均は20.8%, 全国平均は19.6%, 鹿行地区の数値は以下の通りです。</p> <p>鹿嶋市54.3%, 潮来市30.7%, 銚田市18%, 行方市8.3%</p> <p>※リサイクル率=資源回収量÷ごみ処理量×100 ※データは、環境省が実施している一般廃棄物処理事業実態調査(令和元年度実績)を参照。</p> |
| | 10 | 神栖地区と波崎地区とでは資源物の回収方法に違いがあるとのことですが、いち早く統一すべきだと思います。 | <p>現在整備を進めている新可燃ごみ処理施設の稼働(令和6年4月予定)に合わせ、統一化も含め、神栖地域と波崎地域の特性に合った収集・運搬方法を検討していきたいと考えております。</p> |
| | 11 | 回収業者へも奨励金が交付されているとのことですが、過去5年ほどで業者に引き渡しを行った団体側と団体から回収を行った事業者側についてそれぞれどのくらい交付されているのか。 | <p>過去5年の住民団体への奨励金交付額といたしましては、平成28年度約560万円, 平成29年度約478万円, 平成30年度約448万円, 令和元年度約401万円, 令和2年度約393万円となっております。</p> <p>回収業者への奨励金につきましては、令和2年度から開始し、交付額は約360万円となっております。</p> |
| 企業港湾商工課 | | | |
| 商工業振興調査研究費補助金 (次頁へ続く) | 1 | 登録団体はどれくらいですか。 | <p>補助金交付の対象となる団体は、10人以上の商工業者で組織する団体となります。市で把握している団体としましては、神栖市商工会に係る14団体となります。</p> |
| | 2 | 令和2年度は、決算額が”0”ですが、この場合予算額はどこに組み込まれますか。 | <p>決算額が0の場合の予算額は、他事業へ組み込まれずに不用額として処理されます。</p> |

| | | | |
|--------------------------|---|---|---|
| 商工業振興調査研究費補助金 (次頁へ続く) | 3 | 神栖市内の補助金対象の団体を教えてください。 | 補助金交付の対象となる団体は、10人以上の商工業者で組織する団体となります。市で把握している団体としましては、神栖市商工会に係る14団体となります。 |
| | 4 | 申請団体が少数であり、商工業団体の活動の低下に対して、市としてどのような支援・対応策をとっていますか。 | 把握している対象団体数につきましては、平成18年度の17団体から、令和3年度現在の14団体と減少しており、申請数においても平成18年度の5団体から令和元年度の1団体のみと減少しております。コロナ禍の影響もございましたが、団体自体の数も年々減少しており、団体としての活動についても減少してきていることが推察されます。市といたしましては、この補助金以外にも商店会等活性化事業補助金にて、商業団体のイベントやキャンペーン等への費用に対し補助金による支援を実施しております。 |
| | 5 | 補助金の透明性及び有効活用の観点から、過去3年分の収支報告書を提示していただきたい。 | 収支報告書については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度において実施団体がなかったため、平成29年度から令和元年度の報告書を別途提出致します。 |
| | 6 | 補助対象事業として「講演会、各種診断、視察、調査研究」と記載されていますが、H29～R2年度では、どの事業に補助されていますか。 | 平成29年度から令和2年度における補助事業については、先進地視察及び講演会となっております。 【平成29年度】 ・神栖市商工会女性部：先進地視察(静岡県三島市→歴史を活かした街並み作り、おもてなし、地場製品の活用方法) ・神栖旅館業組合：先進地視察(静岡県沼津市→沼津市を拠点に多くの観光客が周回・滞留出来る仕組みづくり) 【平成30年度】 ・神栖市商工会女性部：先進地視察(宮城県南三陸町→地域での災害時における商工業としての対応方法) ・神栖旅館業組合：先進地視察(神奈川県箱根町→市外からの来訪者へのおもてなし(宿泊空間の創出、サービス)) 【令和元年度】 ・神栖旅館業組合：先進地視察及び講演会(福島県石川町→市外からの来訪者へのおもてなし・サービス精神の構築(視察)、日本一に輝いた旅館の支配人から、旅館の経営ノウハウ、従業員雇用等について講演) |
| | 7 | 神栖市商工会は、直接工業団体との接点をもっている関係上、もっと積極的に商業者及び団体に対して関与すべきと考えます。行政として、積極的に関与をお願いします。 | コロナ禍の影響もございましたが、団体自体の数も年々減少しており、団体としての活動も減少してきていることが推察される状況です。市といたしましては、コロナ禍による市内事業者の経営状況について、神栖市商工会を通して意見を聴取し、各種支援事業を実施してきました。今後も、同商工会と連携を密にし、商工業団体を始めとする事業者の意見を行政に取り入れてまいります。 |

| | | | |
|---------------|----|--|--|
| 商工業振興調査研究費補助金 | 8 | 市内の商工業団体として数えられる組織はどれくらいあるのですか。 | 補助金交付の対象となる団体は、10人以上の商工業者で組織する団体となります。市で把握している団体としましては、神栖市商工会に係る14団体となります。 |
| | 9 | 調査表中、「商店会等活性化事業補助金との統合を検討していく。」とありますが、その補助金では幾つの団体へ補助金を出していますか。また、総額としての予算はどれくらいでしょうか。 | 商店街等活性化事業補助金につきましては、商業団体等の積極的な活動や地域商業の活性化を図る事業に対し補助金を交付するものであり、補助金の目的として当補助金と類似した部分があるため、統合について検討を行っているところです。実績としては、商店会等の賑わい創出事業への支援と、市内の空き店舗を利用して新たに事業を開始する事業者への支援との合計で、令和2年度は3団体と2事業者へ補助金を交付しております。また、令和3年度の予算では、8,528千円を予算計上しております。 |
| | 10 | 利用団体が固定してきているとのことだが、周知方法としてどのような形でなされているのか。 | 周知方法につきましては、市内の主な商工業者団体と連携しております神栖市商工会から各団体への周知を行っております。また、その他の団体については、ホームページへの掲載により、広く周知を図っております。 |

農林課

| | | | |
|-----------------------------|---|--|---|
| 農業後継者グループ育成事業補助金 (次頁へ続く) | 1 | 現在農業を営む方の年齢構成を教えてください。 | 各青年部の年齢構成は以下の通りです。 なめがたしおさい農業協同組合青果物生産部会青年部は40代17名、30代11名、20代5名 計33名 なめがたしおさい農業協同組合青年部は50代4名、40代10名、30代4名、20代1名 計19名 |
| | 2 | 農業後継者の育成で、後継者がいない方向けの施策等がありますか(他県からの呼び込み、PRなど) | 後継者のいない農業者向けの施策等はありませんが、新規就農者に対して営農資金の支援(農業次世代人材投資資金補助金)や営農技術の支援を関係各所が連携して行い、農業後継者の育成をサポートしています。 |
| | 3 | 農業経営者の育成を目的としている団体名を教えてください。 | 農業経営者の育成を目的としている団体名は、なめがたしおさい農業協同組合青果物生産部会青年部となめがたしおさい農業協同組合青年部です。 |
| | 4 | 補助金を使って実際に行った事業の内容を教えてください。また、その事業が将来的にどのように活かされるか、期待できるかを具体的に教えてください。 | 具体的な事業内容と期待する効果は以下のとおりです。 ①他産地への研修 地域にない新しい技術を習得し、収量増加や品質向上により経営発展が見込まれる。 ②全体試験 全部員で同様の資材を使用する試験を行い、慣行との違いや施用方法、タイミング等を協議し、情報共有を図ることで栽培技術の向上が見込まれる。 ③講習会の開催 病害虫や土壌消毒について講習会を開き、栽培技術や知識を深める。 |

| | | | |
|-------------------|---|--|--|
| 農業後継者グループ育成事業補助金 | 5 | 補助金の透明性及び有効活用の観点から、過去3年分の収支報告書を提示していただきたい。 | 過去3年間の収支報告書を別途提出いたします。 |
| | 6 | 農業後継者を農業協同組合としてどのように募集(PR)していますか。例えば、移住方式で住居(空き家)、農地(遊休地)を低価格で貸出、指導者の下で教育・育成するなど。 | 新規就農の希望があった場合には研修先として農家を紹介し、農業の技術や知識を習得を図るための研修生の受け入れ支援を行っています。営農開始後は農業協同組合の部会や青年部への加入に向けてPRしています。 |
| | 7 | 他の対象案件についてはコロナ禍により実施できなかった事業が多いが、見込も考慮したうえで農業後継者グループ育成事業においては、消費拡大に向けた取り組み等が実施できたのでしょうか。 | コロナ禍以前は実施していた市場のバイヤーやスーパーの消費者へ向けた消費宣伝・産地PR等は中止されましたが、ポップの作成や広告媒体へ産地PRを行い、可能な範囲での消費拡大にむけた活動を行っています。 |
| 魅力ある産地づくり支援事業費補助金 | 1 | 実績の対象となった内容を教えてください。 | 対象とした実績は以下の通りです。 ・平成28年度 (株)agri new winds:新規販路拡大のための特産品定期便のパンフレット制作 ・平成30年度 鈴穂生産組合:米のブランド化及び販売 神栖オリーブファーム太田:加工品の販売に向けたオリーブの植樹 ・令和元年度 鈴穂生産組合:米の販売・揚げ餅・餅等の生産加工及び販売 |
| | 2 | 令和元年度に対象件数が1件、平成30年度は2件ですが、この団体名を教えてください。 | 平成30年度に対象となった団体は鈴穂生産組合、神栖オリーブファーム太田です。令和元年度に対象となった団体は鈴穂生産組合です。 |
| | 3 | 令和元年度及び平成30年度の補助対象団体が実際に行った事業内容を具体的に教えてください。 | 平成30年度及び令和元年度対象団体である鈴穂生産組合は地元産の米をブランド化し、2年目は加工食品(揚げ餅、餅)の販売に取り組みました。平成30年度補助対象団体である神栖オリーブファーム太田は、神栖市をオリーブの産地にすることを目的とし、イタリア、トスカーナ系品種のオリーブを120本植樹しました。 |
| | 4 | 補助金の透明性及び有効活用の観点から、過去3年分の収支報告書を提示していただきたい。 | 過去3年分の成果報告書を別途提出いたします。 |
| | 5 | 新商品の販路(販売)はどのようなPRを実施されていますか。 | 新商品として、神栖市で初のブランド米「鈴穂」として商標登録された鈴穂生産組合の米や、市の特産品認定を取得した揚げ餅が市内各店舗等で販売されています。神栖市ホームページにて地域特産品及びふるさと納税の返礼品としてPRされています。 |
| | 6 | 商品化になったもの、ブランド化したものを教えていただきたいと思います。 | 鈴穂生産組合の生産する米がブランド化され、神栖市で初のブランド米「鈴穂」として商標登録されています。また、揚げ餅が商品化され、市の特産品認定を取得しています。 |